

## 令和3年度田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金支給事業交付要綱

令和3年4月1日  
訓令第 17 号

### (目的)

第1条 この要綱は、田子町の定住人口の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、予算の範囲内において、結婚を機に田子町内に居住した者に対し祝い金を支給することについて、田子町補助金等の交付に関する規則(昭和45年田子町規則第19号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚姻 一組の男女が合意に基づいて婚姻届を提出し、夫婦となること。ここにおいて初婚、再婚は問わない。ただし、同一の夫婦が離婚し再度同一の両者で再婚した場合及び再婚で一方が田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金の受給経歴がある場合は、この要綱において婚姻としない。
- (2) 婚姻日 婚姻届が受理された日をいい、この要綱においては、平成31年4月1日以降に婚姻届が受理されたものを対象とする。
- (3) 夫婦 婚姻により社会的に承認された夫と妻をいう。
- (4) 移住夫婦 夫婦の両方又は一方が婚姻日の1年前から婚姻日以降1年以内に田子町に転入し、夫婦が共に継続して1年以上田子町内の同一の住所で住民登録を行い、かつ、居住の実態がある夫婦。

### (支給対象者)

第3条 この要綱によるしあわせのまちづくり結婚祝い金(以下「祝い金」という。)の支給対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者で第2項に掲げる居住の条件を満たしている夫婦及び移住夫婦とする。

- (1) 婚姻日が平成31年4月1日以降であること。
  - (2) 夫婦が田子町の全ての公租公課を滞納していないこと。
  - (3) 夫婦の扶養の状況及び公租公課の納付情報並びに戸籍関係を調査することに同意できること。
  - (4) 広報たっこ等に支給の対象となった夫婦及び子の氏名、居住行政区、婚姻日、及び住民となった日等を掲載することに同意できること。
  - (5) 夫婦及び同居人全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 支給の申請日において、夫婦が共に婚姻日以降に継続して1年以上田子町内の同一の住所で住民登録を行い、かつ、居住及び婚姻の実態があること。この場合において移住夫婦を

含むものとする。

(祝い金の額)

第4条 町長は、第3条各項の規定を満たす支給対象者から結婚祝い金の支給申請があつた場合、祝い金として、夫婦に80,000円を支給する。

- 2 申請の日において、婚姻日以降に子の出生によって子どもを養育することとなつた場合は、前項の規定による祝い金に子ども1人当たり40,000円を加算して支給する。なお、申請の日において、妊娠6週以降の子については、子どもの加算の対象とする。
- 3 申請の日において、婚姻日以降に夫婦共の養子縁組によって子どもを養育することとなつた場合は、養子縁組した日においてこの子どもが15歳以下であり、かつ、この子どもが婚姻の日以降に田子町に転入し継続的に夫婦と共に居住しているときは、第1項の規定による祝い金に1人当たり40,000円を加算して支給する。
- 4 前各項の祝い金の支給は、同一人に対して1回限りとする。

(祝い金の支給申請)

第5条 祝い金を受けようとする夫婦の筆頭者は、田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金支給事業支給申請書(様式第1号)に夫婦の戸籍謄本及び住民票謄本並びに夫婦それぞれの田子町の税の完納証明書(様式第2号)を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 申請の日において、妊娠12週以降の子がある場合は、その対象の子に係る母子健康手帳を呈示しなければならない。
- 3 第1項に規定する申請書の提出は、支給の条件を満たした日から1年以内に行わなければならぬ。

(祝い金の支給決定)

第6条 町長は、前条の規定による支給申請書の提出があつたときは、内容を審査し、支給対象に適合していると認められたときは、祝い金額を明記した田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金支給決定書(様式第3号)を、適合しない場合は、その理由を明記した田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金不支給通知書(様式第4号)を、当該申請者に交付するものとする。

(祝い金の支給方法)

第7条 第4条に規定する祝い金の支給は、田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金支給決定書を交付した後40日以内に行うものとする。

- 2 祝い金は、現金をもって直接支給決定者に支給できるものとする。

(祝い金の返還)

第8条 町長は、支給決定者が、虚偽等により不当に祝い金の支給を受けた場合は、祝い金の全額の返還を命ずるものとする。

(他の助成等との重複交付)

第9条 本要綱による祝い金の支給については、他の移住、定住促進対策、子育て支援対策、その他就労支援対策等の助成金等との重複交付を妨げないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度田子町しあわせのまちづくり結婚祝い金支給事業実施要綱(令和2年4月1日訓令第17号)は廃止する。